

令和2年 7月7日

# 訓子府町児童センター「ゆめゆめ館」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

一般財団法人児童健全育成推進財団作成のガイドライン（R2年6月10日）を基に作成

## 1 児童センターにおける基本的な取組姿勢

### (1) 子どもを感染から守ること

- ・来館する一人一人の子どもを感染から守るだけでなく、集団全体の健康と安全を確保する。そのため、職員自身が感染防止を資するような知識の向上に努め、児童センターにおける適切な感染症対策に取り組む。

### (2) 遊びを通じた健全育成活動を継続すること

- ・子どもを感染症から守りつつ、どうしたら健やかに遊べるか、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を避ける活動を工夫する。

### (3) 地域の実情に合わせて判断する。

## 2 具体的な感染予防対策

### (1) リスク評価

#### ① 接触感染のリスク評価

- ・来館者が触れる場所と頻度を特定する。遊具、テーブル、椅子、ドアノブ、蛇口、手すりなどは特に注意する。

#### ② 飛沫感染のリスク評価

- ・施設内の換気の状態を考慮して、人と人の距離をあけるなどに注意する。

#### ③ 地域における感染状況のリスク評価

- ・地域において、感染拡大の可能性が報告された場合については、対応を強化する。

### (2) 来館者の安全管理

#### ① 連絡先確認～来館者の氏名を確認・記録（日誌）する。

#### ② 体調の確認～検温を実施する。発熱が認められた場合は、帰宅を促す。

#### ③ 手洗い・手指消毒～来館時の手洗いや手指の消毒を促す。

#### ④ マスク着用～館内では基本的にマスクの着用を促す。マスクを忘れたり、失くしたりしたときは、マスクを提供する。屋外や高温時には、臨機応変に対応する。

#### ⑤ 濃厚接触等の確認～濃厚接触がある場合は、来館しないように要請する。

### (3) 職員の安全管理

- ・体調管理～出勤前に検温し、発熱、風邪症状が認められた場合は、出勤しない。

- ・マスク、手洗い・手指消毒、職員同士の距離確保、職員室の換気、消毒を徹底する。

### (4) 環境整備・施設管理

#### ① 基本的な環境整備

- ・館内の各所、遊具、不特定多数が触れる場所や共同で使う物品は、その都度消毒する。

- ・窓を開け、入り口のドアを開放し、換気扇や送風機等で換気を行う。

- ・館全体の最大利用人数を定める。（収容人数の約半分程度40～50名）

- ・机、椅子の数を調整し、対面で座らないよう配置を工夫する。

## ② 入館時の対応

- 手指消毒液を設置する。
- 感染防止のルールを掲示して周知する。
- 必要に応じてアクリル板などを設置する。
- 非接触式の体温計を用意する。(使用する)

## ③ 手洗い場所・トイレ等

- 石鹸、ペーパータオルを用意する。
- 正しい手洗いのポスター等を掲示する。
- 洋式トイレ使用後は、ふたを閉めてから水を流す。

## ④ 人数制限等

- 密集を避けるため、人数制限を実施する。(自由来館児の制限措置を行う)

## (5) 事業・活動等

### ① 基本的な過ごし方

- 「密集しない」「触れ合わない」「一定の距離を取る」ことを子どもが無理なく守れるように工夫し、適切に指導する。

### ② 屋内での活動

- 換気に努め、子ども同士の接触に注意する。
- 参加人数、実施時間を制限する。
- 活動後は、手洗いを促す。

### ③ 屋外での活動

- 直接、身体接触する遊びは避ける。
- 夏期の熱中症対策は十分に行う。
- 活動後は、手洗いを促す。

### ④ 遊戯室での活動

- 激しく身体を動かす遊びは、ルールを変更したり、屋外で行うようにしたりする。
- 多数の子どもが集まり、接触したりする遊びや大声を出すようなことは避ける。

### ⑤ 行事について

- 行事やイベントの実施については、その様態に応じて関係機関と検討する。参加人数は、収容人数の半分程度とする。

### ⑥ 広報、周知、啓発活動

- 本ガイドライン及び対応方針を徹底し、職員間で確認するとともに、子どもや保護者に啓発する。

## 3 臨時休館及び再開

### (1) 配慮すべき点

- 休館及び再開については、関係機関や自治体の指示を受けて適切に対応する。
- 来館者及び職員に感染した事実が判明した場合は、速やかに自治体や保健所等に報告し、保健所等の指導に従って適切な措置を講じる。

### (2) その他

- 感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえて適宜更新する。